

2022年1月27日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会による情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー
—分類及び測定」に対する意見

全国銀行協会¹として、貴審議会（IASB）による情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー—分類及び測定」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々の以下の意見が、IASBにおけるさらなる検討に当たっての一助となることを期待している。

質問事項への回答

質問1 — 分類及び測定

IFRS第9号における分類及び測定の要求事項は次のようになっているか。

- (a) 企業が金融資産の測定を当該資産のキャッシュ・フロー特性及び企業が当該資産を管理すると見込んでいる方法に合わせることを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業が財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答)

- (a) 可能にしているとは言えない。
- (b) 投資家に有用な情報を提供するとは言えない。

(理由)

金融機関の主要な業務の一つとして短期的な収益確保を目的としない ALM 業務があり、本邦の金融機関は、金利と株価が逆相関の関係にあることを踏まえ、ALM ポートフォリオの中で、債券等の金利系金融商品と株式インデックス投信等

¹ 全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

の株式系金融商品を保有することがある。

IAS 第 39 号では、両者をその他有価証券に区分し、期末の評価損益を OCI に入れることが可能であった。IFRS 第 9 号では、債券等の金利系金融商品は、FVOCI に分類し、期末の評価損益を OCI に入れることが引き続き可能である一方、株式投資信託の多くは、負債性金融商品²となり、SPPI 要件を満たさないため、FVPL に分類され、期末の評価損益が損益として PL に計上されることとなった。結果として、ALM 業務で保有する金融商品の期中変動が、OCI と PL に分解され、ALM 業務の実態が適切に財務諸表に反映されなくなっている。

加えて、ALM ポートフォリオの一環として保有する株式投資信託が FVPL に分類され、期末の評価損益が PL に計上され、PL のボラティリティが高まることで、リスク管理等の観点から、継続保有が困難となり、株式市場全体の価格下落要因になり得る。その結果、本会計処理が、本邦の金融機関の IFRS 任意適用を検討するうえでの課題の一つとなっている。

本来、売買目的でない、つまり、短期的な収益確保を目的とした保有ではない以上、期末の評価損益を PL 認識することは経営成績の適切な表示とはならず、投資家にとって有用な情報を提供していない可能性が高い。

短期的な収益確保を目的としない ALM ポートフォリオの中で保有する金融商品は、総じて、FVOCI で経理処理が可能となるよう検討していただきたい。

質問 3 — 契約上のキャッシュ・フローの特性

(a) キャッシュ・フロー特性の評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

金融資産を当該資産のキャッシュ・フロー特性を考慮して分類し測定することを企業に要求することが、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

回答者の考えでは、IFRS 第 9 号を適用して SPPI ではないキャッシュ・フローを含んだ金融資産（すなわち、IFRS 第 9 号を適用して純損益を通じて公正価値で測定することを要求される資産）に関して、異なる測定アプローチの適用（すなわち、償却原価又は OCI を通じた公正価値の使用）によって有用な情報が提供できるという場合には、次のことを説明されたい。

(i) 当該資産について純損益を通じて公正価値で測定することが要求さ

² 平成 30 年 12 月 28 日 全銀協意見書「国際会計基準審議会（IASB）ディスカッション・ペーパー『資本の特徴を有する金融商品』に対する意見について」をご参照いただきたい。

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion301238.pdf>

れる理由（すなわち、IFRS 第9号を適用して、資産が SPPI ではないキャッシュ・フローを有していると企業が結論を下す理由）

- (ii) どの測定アプローチが、当該資産に関して有用な情報を提供できると考えるのか、及びその理由（当該アプローチをどのように適用するのかの説明を含む）。例えば、当該資産に償却原価測定 of 要求事項をどのように適用するのか（特に、キャッシュ・フローが信用リスク以外の変動可能性に晒されている場合）。（実効金利法の適用に関する追加質問についてはセクション7参照）

（回答）

- (a) 当初の目的を達成していない。

（理由）

短期的な収益確保を目的としない投資が、FVPL となり、経営成績を適切に表示しない。

(1) ALM 目的で保有する株式投資信託

質問1で回答したとおり、株式投資信託は、負債性金融商品に区分されるものの、投資信託の構成が株式であることから、SPPI 要件である「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー」を満たさないため、FVPL に分類される。短期的な収益確保を目的として保有していない金融商品の期末の評価損益が PL 認識されることは、企業の経営成績を適切に表示しないという問題があることから、SPPI 要件の見直し、あるいは、事業モデルの評価にもとづいて金融資産を分類し測定する要件の重視をすることにより、FVOCI に分類できるようにすべきと考える。

(2) PE ファンド出資等

上記(1)同様に PE ファンド出資等も、法的形態は株式ながら、負債性金融商品となり、ファンドが株式で構成されていることから、SPPI 要件を満たさず、FVPL になる。

金融機関の PE ファンドを通じた出資目的は、長期間の出資を行い、出資先の成長をサポートすることであるものの、当該出資が FVPL に分類され、短期的な収益を求められると、長期投資のメリットがないことに加え、長期的な成長に向けて、例えば腰を据えたハンズオンでの成長企業サポートが困難となる。少なくとも PE ファンド出資等に対して、OCI オプションの適用が必要だが、負債性金融商品は定義上、OCI オプションを適用できない。負債性金融商品についても、一部の当該金融商品を OCI オプションの適用対象とすべく、基準改

定をすべきと考える。

(補足) OCI オプションの適用範囲拡大に向けた理論的整理

- ✓ 負債性金融商品のうち SPPI 要件を満たさないことから FVPL に分類されるものすべてについて OCI オプションの適用を可能とすることは、複合金融商品等の仕組系商品がある関係から困難と考える。一方で、負債性金融商品のうち、明らかに資本性金融商品に近い商品は、OCI オプションの対象とすべきと考える。
- ✓ 具体的には、「金融負債の定義に該当するが資本性とみなすもの」(プッタブル金融商品)³について OCI オプションの選択を可能とすることが、「目的適合性 (概念フレームワーク (以下、「CF」という。) 2.6-2.10 項)」および「忠実な表現 (CF2.12-2.19)」を満たすと考える。
- ✓ IAS 第 32 号 BC 7 項および BC70 項にあるとおり、投資信託や組合出資は会計基準上も普通株式とおおむね同様と認められている。それらについては、普通株 (資本性金融商品) と同様の取扱いすることで、短期売買目的の投資信託と ALM 目的で保有する投資信託を別個に識別できることになる。これは、「目的適合性」 (=目的適合性のある財務情報は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。) を充足し、「忠実な表現」 (=描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報を含むもの) になると考えられる。
- ✓ また、CF 策定時に、IASB は、長期投資 (BC0.34 項-0.36 項)、事業活動としての長期投資 (BC0.37 項-0.39 項) の概念を導入しており、基準開発に長期投資の概念を織り込む方向性を示している。これを踏まえると、PE ファンド出資等、長期的に企業の育成サポート等を目的とした出資等について、短期的な時価変動を損益 (PL) に認識することは、「忠実な表現」とは言えない。したがって、OCI オプションを適用することで、「目的適合性」を満たす情報を提供することに繋がると考える。

質問 4 — 資本性金融商品とその他の包括利益

(a) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号を適用して作成した資本性金融商品に対する投資に関する情報が、財務諸表利用者にとって有用であるかどうかを説明されたい ((i) 純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品と (ii) OCI 表示の選択肢を

³ IFRS 第 9 号 BC5.21 項において、プッタブル金融商品は資本性金融商品の定義に該当しないとしている。

適用した資本性金融商品の両方を考慮して)。

OCI 表示の選択肢を適用した資本性金融商品について、当該投資に関する情報が有用であるかどうかを説明されたい (当審議会がこの選択肢を適用することを意図した投資の種類、処分による利得及び損失のリサイクリングの禁止及び IFRS 第 7 号で要求している開示を考慮して)。

- (b) どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示することを選択しているのか。

これらの資本性金融商品の特性、この選択肢を当該投資について使用することを企業が選択した理由、及び企業の持分投資ポートフォリオのうち当該投資が占める比率はどのくらいなのかを説明されたい。

- (c) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

IFRS 第 9 号で導入された要求事項が企業の投資意思決定に影響を与えたかどうかを説明されたい。そうである場合、理由は何か、どのように影響を与えたのか、どの程度なのか。回答の裏付けとなる利用可能な証拠 (影響の内容及び重大性を当審議会が理解できるようにする証拠) を示されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、**利得及び損失のリサイクリング**に関する情報を含めていただきたい (スポットライト 4 参照)。

(回答)

- (a) OCI オプションを指定し、IAS 第 39 号のその他有価証券と同様の処理ができる点は評価できるが、当該オプションを適用した場合に、リサイクリングが禁止されている点は評価できない。

(理由)

短期売買を目的とせず、長期的に保有する資本性金融商品に関して、リサイクリングすることは、企業業績を示す当期純利益の目的適合性を高めると考える。

なお、OCI に含まれた項目は、例外なくリサイクリングすべきという考え方は、オールジャパンとしての意見であり、詳細は、企業会計基準委員会 (ASBJ) が欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のディスカッション・ペーパー「資本性金融商品一減損及びリサイクリング」へ提出した意見を参照されたい⁴。

⁴ https://www.asb.or.jp/en/wp-content/uploads/20180523-01_e.pdf

(回答)

- (b) トレーディング目的（短期売買目的）で保有する株式を除くすべての資本性金融商品に対して適用している。当該保有目的は、政策保有目的であり、顧客とのリレーションシップ強化等を企図した保有である。

- (c) IAS 第 39 号との比較において、予想外の変動はない。ただし、期末の評価損益のうち、IAS 第 39 号の下では、OCI に含まれていた投資信託や各種ファンド出資が FVPL になり、企図していない PL が生じ、当期純利益の変動幅が拡大している。

以 上